

学校の部活動に係る活動方針（令和2年5月）

天城町立北中学校

基本方針

- 1 生徒が、自主的・自発的にかつ健全に活動するよう教育的な配慮をし、保護者との連携を密に行う。また、生徒の健康状況を十分に把握するとともに、活動場所、活動内容などの安全管理に配慮し、事故の未然防止に努める。
- 2 生徒の人権に十分に配慮するとともに、勝利至上主義に陥ることなく、部活動を通して充実感や達成感を味わわせるように心がける。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部活動顧問は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)並びに、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 部活動の顧問は、全職員で協力して担う。
- (4) 管理職は、部活動参観を定期的実施(月に1回程度)して、各部の活動内容の把握に努める。
- (5) 生徒や教職員の負担が過度な場合、当該顧問と面談を実施し、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の管理(スポーツ管理、外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等含む。)に努める。
- (2) 校長や部活動顧問は、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)に努める。
- (3) 部活動顧問は、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (4) 日々の練習に集中して取り組み、短時間でも内容の濃い練習を自発的・積極的に行える生徒の育成に努める。
- (5) AEDや心肺蘇生法の講習を開催し、全ての部活動顧問に徹底を図る。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として、週当たり2日以上(平日1日、週休日に1日)の休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日等は3時間程度とする。
- (3) 長期休業中は、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

4 参加する大会等の見直し

校長は、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査する。

5 その他

- (1) 校長は、「天城町部活動ガイドライン」に則り、本方針を策定する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症予防対策については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(文部科学省)に基づいた活動を行うものとする。